

令和2年4月28日

保護者 様

荒尾市教育委員会

臨時休業の延長について

3月から始まった臨時休業がやがて2か月が経とうとしています。保護者の皆様には学校の臨時休業に伴い、大変なご心配とご負担をおかけしていることと存じます。

さて、4月27日に熊本県教育委員会より臨時休業の延長要請が出され、本市におきましても近隣の感染状況をふまえて検討を行いました。

つきましては、5月7日以降の荒尾市小中学校の対応を下記のとおりとすることといたしました。

保護者の皆様には、ご心配とご苦勞をおかけしますが、子どもたちの安全と健康を守るためご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業について

令和2年5月7日（木）より5月31日（日）まで臨時休業を行います。

6月1日以降の学校再開については、感染の状況を見ながら判断します。

2 登校日

週1回、各校の実情に応じて設定します。（可能な限り、児童生徒が集中することを避けるよう工夫します。）

※感染の状況によっては、中止することもあります。

3 学力の保障

○児童生徒が計画的に学習に取り組めるよう、1週間程度の学習計画を提示します。登校日に配付します。

○児童生徒及び保護者への情報発信等を小まめに行います。

4 給食

6月15日から開始します。（感染状況が好転すれば開始が早まることもあります。）

5 部活動

6月1日から開始します。

※当面は時間を短縮して実施する予定です。

6 夏季休業日

8月8日～8月16日を予定しています。

7 学校での預かり

学校預かり・・・学童に申し込んでも受け入れができず、どうしても1人で家庭にいることが困難な家庭において、小学1、2年生及び特別支援学級の児童生徒において受け入れます。

(1) 受け入れ期間 5月7日以降臨時休業中の平日
登校日においては、学校終了後引き続き受け入れます。

(2) 受け入れ時間 8：00～16：30

(3) 受け入れの申し込み 4月30日～5月1日の期間に教育委員会に電話で申し込みください。(8：30～17：15 電話63-1659)、学校と調整を図ったうえで決定します。

(4) 受け入れの条件

- ・保護者の送迎をお願いします。
- ・昼食は各自用意してください。
- ・体調が悪いときは、受け入れを控えてください。
- ・申し込みが多数の場合は、コロナウイルス感染症対策の観点から、受入日を1日おきにするなど調整を図ることがあります。

8 その他

○ 就学援助案内（通常＋コロナ対応）を全児童生徒家庭へ登校日に配付します。